

青森市総合都市交通対策協議会規約

（趣旨）

第1条 この規約は、青森市の交通諸問題を解決する各種政策を、総合的な視点に立ち検討及び協議を行うために開催する青森市総合都市交通対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に係る必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、委員から意見聴取を行うものとする。

- （1）道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に定める地域公共交通会議において協議することとされている事項
- （2）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に定める地域公共交通計画に関する事項
- （3）道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める運賃等に関する事項
- （4）その他市長が交通政策に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員20名以内で組織し、別表1に掲げる者を協議会の委員とする。

- 2 前項に掲げる者のほか、協議会が必要と認められる者を委員として加えることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は市長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

（分科会）

第5条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の座長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 協議案件にかかる協議会の意見は、出席の委員の過半数の同意によってこれが調ったものとする。
- 4 協議会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(書面開催)

第7条 第2条に各号に掲げる事項のうち、会長が軽微な事案又は緊急の意見聴取を要する事案と判断したものについて、書面により委員の意見を求め、その結果をもって協議会の意見に代えることができる。

2 第6条第2項及び第3項の規定は第1項の意見について準用する。この場合において、第6条第2項及び第3項中「出席」とあるのは「書面による回答」と読み替えるものとする。

3 第1項に規定する協議が調った場合、会長はその結果を速やかに委員及び当該協議案件に関係のある者に報告する。

(事務所)

第8条 協議会は、事務所を青森県青森市中央一丁目2番5号に置く。

(事務局等)

第9条 協議会の事務局は、庶務を担う青森市都市整備部都市政策課に置き、協議会の庶務を処理する。

2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財産の移管)

第11条 協議会は、各種補助事業により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
(実施期日)
この規約は、平成 21 年 3 月 24 日から実施する。

附 則
(実施期日)
この規約は、平成 21 年 10 月 8 日から実施する。

附 則
(実施期日)
この規約は、平成 24 年 7 月 18 日から実施する。

附 則
(実施期日)
この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
(実施期日)
この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
(実施期日)
この規約は、平成 27 年 5 月 11 日から実施する。

附 則
(実施期日)
この規約は、平成 29 年 8 月 29 日から実施する。

附 則
(実施期日)
この規約は、令和 2 年 4 月 27 日から実施する。

附 則
(実施期日)
この規約は、令和 4 年 5 月 27 日から実施する。

附 則
(実施期日)
この規約は、令和 6 年 2 月 23 日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規約は、令和 6 年 6 月 2 7 日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規約は、令和 7 年 6 月 2 0 日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規約は、令和 8 年 5 月 1 4 日から実施する。

別表 1（第 3 条関係）

所属等
学識経験者
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所調査課長
青森県県土整備部道路課長
青森県県土整備部港湾空港課長
青森県県土整備部都市計画課長
国土交通省東北運輸局青森運輸支局首席運輸企画専門官
青森県青森警察署交通官
青森県青森南警察署交通課長
公益社団法人青森県バス協会専務理事
青森市タクシー協会事務局長
東日本旅客鉄道株式会社青森支店長
青い森鉄道株式会社代表取締役社長
青森県東青地域連携事務所長
青森県交通・地域社会部交通戦略課長
青森市企業局交通部長
青森県交通運輸産業労働組合協議会事務局長
青森商工会議所専務理事
公益財団法人青森県シニアクラブ連合会長
青森市都市整備部長